令和8年10月 発行

よねこく通信

10/2(金)

国道113号 沼沢駐車帯で 特殊車両取締りを行いました!

１０月2日(金)、国道１１３号 小国町大字沼沢地内の駐車帯にて、小国警察署の協力のもと、特殊車両の取締りを実施しました。同時に、山形運輸支局による不法改造、山形県税務課による不正軽油の取締りも行われました。

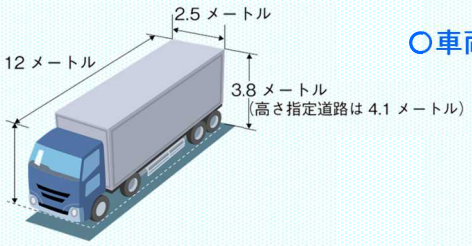
違法に重量を超過した車両は、道路や橋などの構造物に多大なダメージをあたえます。また、高さや幅を超過している車両が橋梁等に衝突する重大事故も発生しています。そのため、国土交通省では違法通行している特殊車両の指導・取締りを行い、適正な道路利用を促進し、良好な道路環境の維持に努めています。

特殊車両 とは??

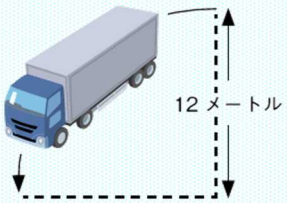
車両の構造が特殊である車両、あるいは積載する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには、通行許可または通行可能経路の確認の回答が必要です。

●一般的制限値●

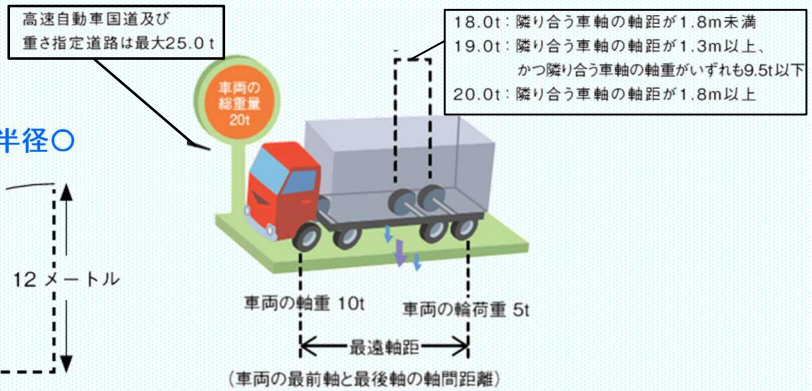
○車両の幅、長さ、高さ○



○車両の最小回転半径○



○車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重○



●取締りの様子●


通行許可証の確認


車体の幅、長さ、高さを計測

今回の取締りでは、3台中2台が無許可でしたので厳重に警告しました。
ご通行中のみなさまには、取締りにご協力いただきましてありがとうございました。

注：掲載写真の車両は違反車両ではありません

国土交通省 山形河川国道事務所
米沢国道維持出張所
〒992-0011 米沢市中田町260-2
TEL:0238-37-5300 FAX:0238-37-5303
http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yoneiji/





道路の異状を発見したら、道路緊急ダイヤル(無料) ＃9910 へお知らせ下さい!